

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針

【改定版】

平成 27 年 12 月

北海道

目次

改正の趣旨

I	本取組方針の位置づけ及び目的	1
II	公共工事を取り巻く状況	2
1	北海道の社会資本整備を取り巻く状況	2
2	北海道の建設業について	8
III	公共工事の品質確保の意義	12
1	品質確保の意義	12
2	品質確保に向けた基本的考え	12
IV	品質確保に向けた取組方針	14
IV-1	道が発注者として取り組むべき事項	14
1	工事に関する発注関係事務の適切な実施	14
2	工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映	15
3	工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用	16
4	工事の監督・検査等の充実・強化	22
5	調査・設計における品質確保の推進	23
IV-2	その他の取組	25
6	担い手の育成・確保の取組	25
7	市町村への支援	26
V	取組の進め方	27
VI	参考資料	29
1	公共工事の品質確保の促進に関する法律	31
2	公共工事の品質確保の促進に関する施策を 総合的に推進するための基本的な方針	38
3	発注関係事務の運用に関する指針	51
4	発注関係事務の運用に関する指針（解説資料）	65
5	公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン【本編】	65
6	ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン	66

改正の趣旨

平成 17 年 4 月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）の施行、同年 8 月の「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的方針」（以下、「基本方針」という。）の閣議決定を受け、公共工事の品質確保の促進を図り、良質な社会資本の整備を通じて道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成 19 年 8 月に「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」（以下、「取組方針」という。）を策定し、各種取組を推進してきたところである。

その後の社会経済情勢の変化に伴い、建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大する一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じてきた。

こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されている。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっている。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、平成 26 年 6 月に品確法が改正され、これに伴い同年 9 月には改正基本方針が閣議決定された。さらに、同法第 22 条の規定に基づき平成 27 年 1 月に「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が作成された。

こうした状況変化等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する道の取組をより一層進めていくため、取組方針を見直すものである。

I 取組方針の位置づけ及び目的

取組方針は、品確法及び同法第 9 条に規定する基本方針並びに運用指針を踏まえ、公共工事の品質確保及び公共工事に関する調査・設計並びに完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理（建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）を含む。以下、同じ。）に関する道の基本的な取組の方向性を定めるものである。

取組方針は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな道民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな本道における地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる道民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する道の発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、国及び市町村等と相互に連携・協力し、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

Ⅱ 公共工事を取り巻く状況

1 北海道の社会資本整備を取り巻く状況

全国を上回る人口減少の進行や高齢化をはじめ、経済のグローバル化の進展、厳しい財政状況、気候変動等に伴う災害リスクの高まりなど、本道の社会資本整備を取巻く状況は大きく変化してきている。

(1) 社会資本を巡る本道の特性

ア 広大な面積

- ・北海道の面積は国土の約 20% を占め、都道府県の中では最も広く、東京都の約 40 倍、九州と四国を合わせた面積をも上回っている。
- ・広大な地域に都市が散在する広域分散型社会が形成されており、都市間距離が全国の 2 倍であるなど、日常的に広域移動が必要となり、物流・人流を自動車交通に大きく依存している。
- ・広大な面積をカバーするため、管理するインフラが他の都府県に比べ非常に多い状況となっている。

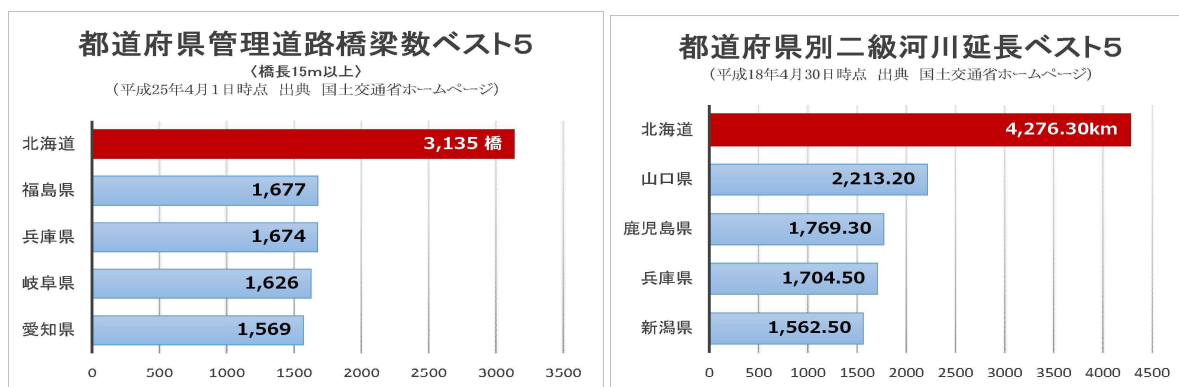


図1 道有施設の規模の他県との比較

イ 厳しい気象条件等

- ・積雪寒冷地で夏と冬の温度差が大きく、道内全域が豪雪地帯になっており、冬期間における道路の安全確保や雪害防止等のため、スノーシェルターやロードヒーティングなどの積雪寒冷地特有の施設があることが、維持管理の負担となっているほか、冬期間の施工において、品質確保が難しい工種がある。



図2 積雪寒冷地特有の施設

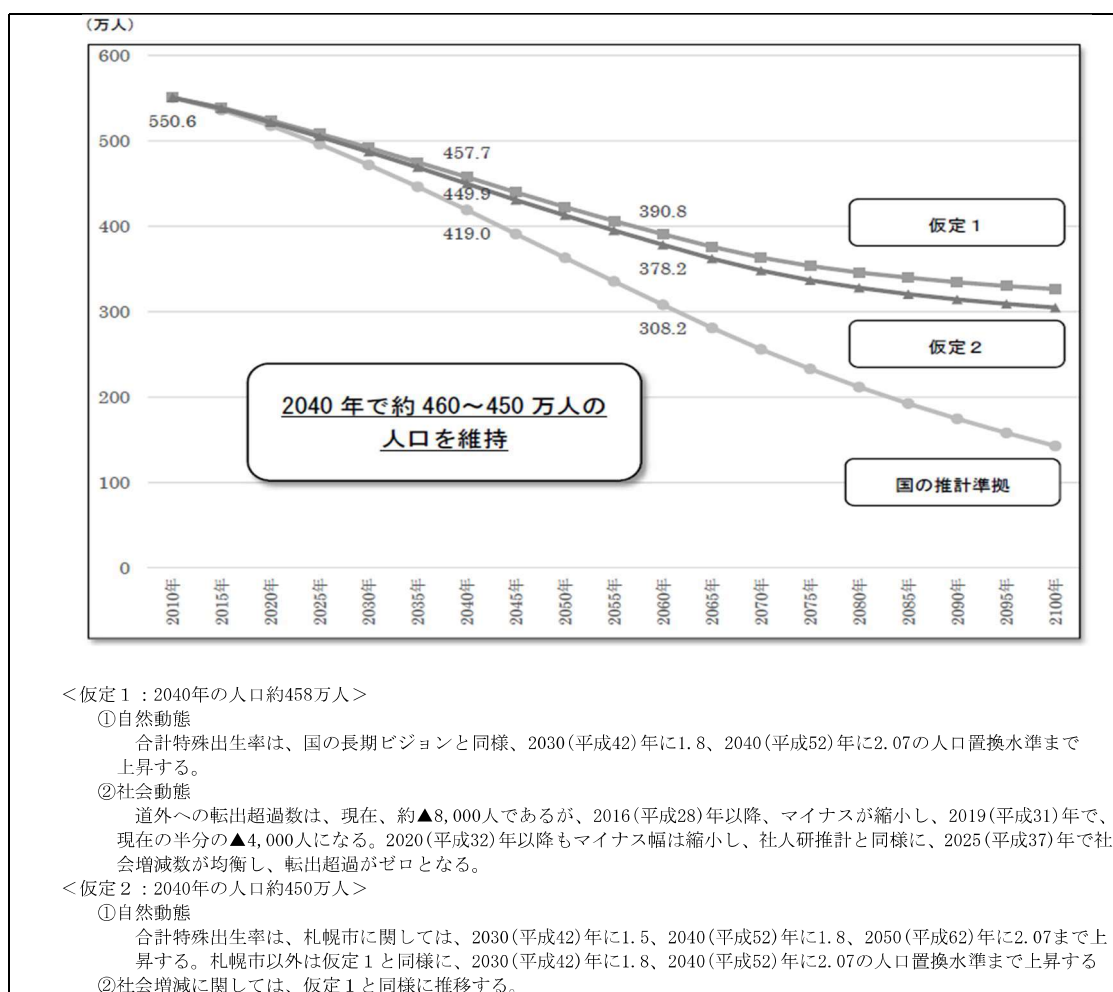
(2) 人口減少社会への対応

・本道は、自然減と社会減が相まって、全国よりも約 10 年早く人口減少局面に入り、2010（平成 22）年の人口は、ピーク時より約 19 万人少ない 550.6 万人となっている。

国の推計によると、今後、有効な対策を講じない場合、本道の人口は、2010（平成 22）年の 550.6 万人から、2040 年には 419 万人と 131.6 万人（▲23.9%）の減少となると見込まれている。

このことにより、就業者数の著しい減少による生産・消費の減少や、高齢者人口割合の増加による医療費・介護負担の増大、地域交通の利便性の大きな低下など、道民生活の様々な場面に大きな影響を及ぼすことが懸念されるとともに、地域の安全・安心、経済・雇用を支える建設業においても、担い手中長期的な育成・確保が困難になるおそれがある。

このため、道では、北海道の創生を進めるに当たり、「2040 年に 460～450 万人の人口を維持する」との長期展望に立ち、道民が共有する「めざす姿」と、その実現に向けた取組の基本方向を示した「北海道創生総合戦略(平成 27 年 10 月)」を策定し、人口減少に関する基本認識を広く道民が共有し、北海道の総力を結集しながら、北海道における地域社会の創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。



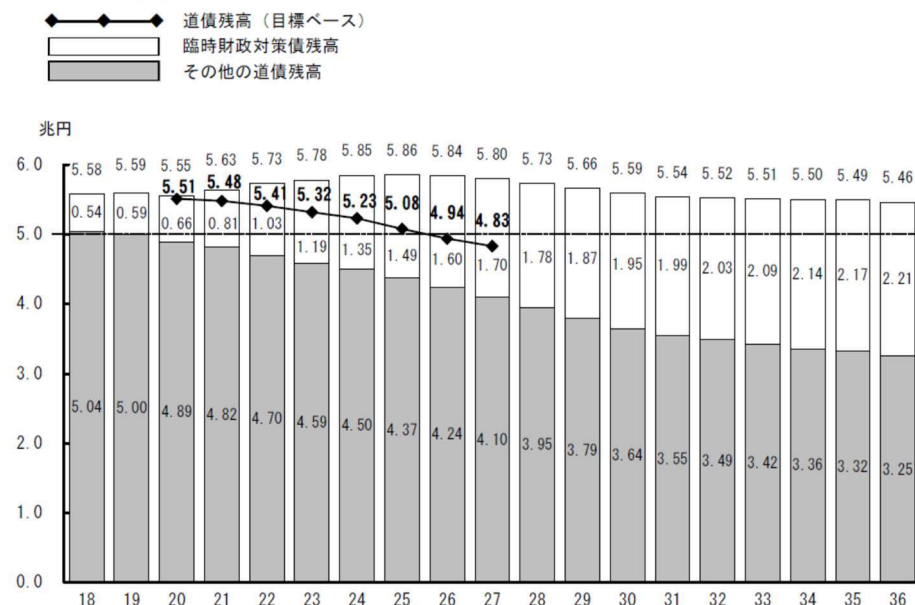
出展：北海道「北海道人口ビジョン」

図 3 人口の将来見通し

(3) 厳しい財政状況

・道財政は、道債の償還費や高齢者医療費などの義務的経費が増加する一方、歳入面で地方交付税総額や道税収入の伸びが見込めないことなどから、構造的な歳入・歳出ギャップが生じた状況が続いている。このため、道では、平成18年2月に「新たな行財政改革の取組み」を策定以降、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを進めている。

○道債残高の推移



※道債残高は、H18～H25は決算の数値、H26～はH27 2定補正予算時点での年度末見込みの数値（百億円未満切捨て）。
 ※道債残高（目標ベース）と道債残高の差は、①減収補てん債（H19～21、23 439億円）、②補正予算債（H20～26 1,590億円）、及び③臨時財政対策債の増発分（H21～27 8,135億円）の合計額。
 ※臨時財政対策債の残高には借換債分を含む。

出典 平成27年度 予算の概要（H27.7 北海道）

図4 北海道の財政状況（道債残高の推移）

(4) 災害リスクの高まり

・平成23年3月の東日本大震災の発生や局地的な豪雨・豪雪、竜巻など、これまでにない異常気象も発生してきており、これに伴う洪水や土砂災害、高波・海岸浸食による被害、交通障害の発生など災害リスクが高まっている。



平成5年北海道南西沖地震(奥尻町)

平成12年有珠山噴火状況



図5 北海道の災害発生状況

(5) 社会インフラの老朽化

・本道においては、道路や河川、海岸、農林水産業施設、公園などの土木施設や、学校・病院・住宅等の建築物などを整備し管理してきている。

こうした施設において、建設後50年を超える割合が、20年後には多くの施設で50%を超え、林道の橋梁や漁港などは90%を超えるなど、高度成長期に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化が進み、施設利用者の安全確保や必要な機能の発揮が困難となるばかりでなく、維持管理・更新等に係る費用の増大が懸念されることから、日常的な維持管理に加え、計画的な老朽化対策の取組が急務である。

このため、道では、平成27年6月に「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、「点検、診断、措置、記録」というメンテナンスサイクルの構築、個別施設毎の長寿命化計画の策定やインフラ機能の適正化等を通じたトータルコストの縮減・平準化など、戦略的な維持管理・更新等を推進していくこととしている。